

平成30年度秋の年次公開検証「秋のレビュー」

技術協力（JICA運営費交付金）

平成30年11月14日
外務省国際協力局

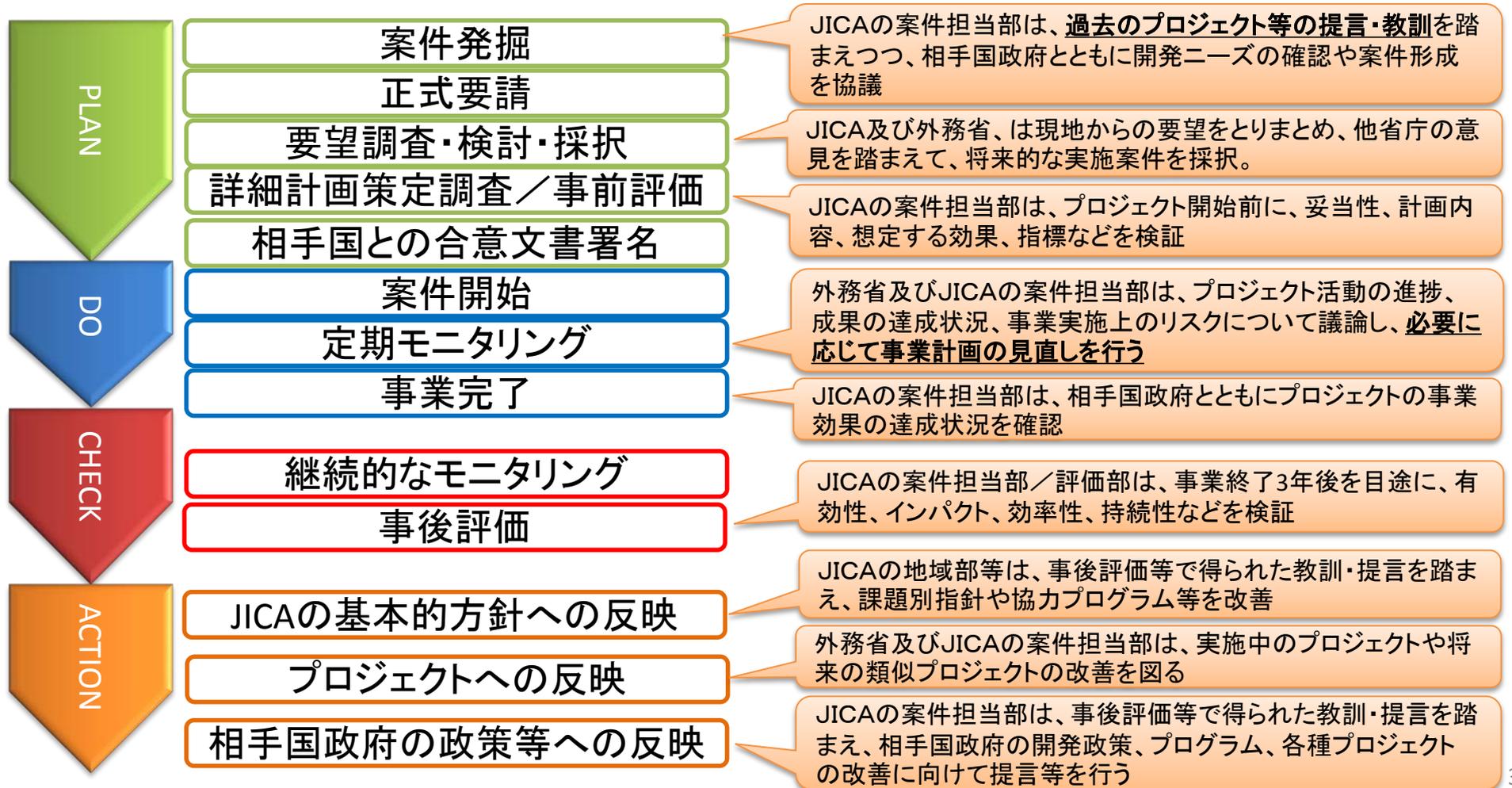
1. 技術協力 事業概要

- 開発途上国の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上（キャパシティ・ディベロップメント）を目指す、人を介した協力。
- 相手国の地域性や歴史的背景、言語などを考慮して、その国に最適な課題解決方法を相手国と協同して模索。
- 人材育成のみならず、組織体制の強化、政策立案・制度構築などを通じた重層的な支援を実施。

2017年度実績

	技術協カプロジェクト	個別案件 (専門家)	研修
案件数/ 人数	526件	488人	18,279人
経費実績 (百万円)	39,040	4,360	21,308

技術協力プロジェクトにおけるPDCAサイクル



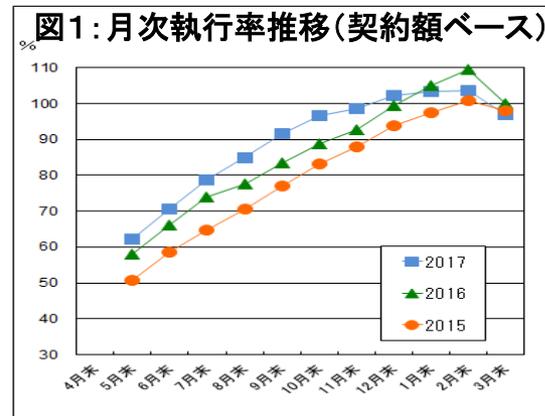
I. 予算ひっ迫の経緯①

時期	対応
2015～ 2016年度	<p><u>意欲的な新規案件形成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ODAへのニーズや期待の高まりを受け、意欲的・迅速に新規案件を形成。
2017年6月	<p><u>2016年度決算確定 → 事業費の執行可能額が減少</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 2016年度決算確定の結果、2017年度の執行可能額が2015・2016年度の予算規模から約70～100億円程度減少することが判明(表1)。 一方、執行可能額に対する5月末時点の契約・発注済額は62%と高く、過去最高水準であることが判明(表1)。
2017年7月	<p><u>組織内への注意喚起</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 高い執行率を受け、JICA内部へ注意喚起(図1)。

表1 予算(事業費)の5月末時点の執行状況の比較(億円)

年度	執行可能額 (a)	契約・発注済み額(b)	執行率(b/a)
2017	1,014	629	62%
2016	1,086	627	58%
2015	1,129	571	51%
2014	1,106	529	48%

※執行可能額には前年度からの繰越を含む。



I. 予算ひっ迫の経緯②

時期	対応
2017年9月～	<u>2017年度執行抑制策の順次実施</u> <ul style="list-style-type: none">• 実施中案件の後倒し(コンサルタント支払繰延べ): 115件・76億円支出繰延べ• 2017年度開始予定であった案件の実施準備凍結: 175件・28億円支出抑制• 2018年度開始予定案件の規模抑制: 過去5年平均の33%(件数ベース)• 一般管理費、間接業務費の緊急節減策など
2018年4月	<u>10月以降の執行抑制により(図1)、2017年度予算執行額は1,458億円(運営費 交付金予算1,503億円内)に収束</u>
2018年6月	<u>「JICA運営費交付金予算執行問題への対応について」の公表</u> <ul style="list-style-type: none">• 内容は、①予算執行管理強化のための体制整備、②「予算執行管理強化に関する諮問委員会」の設置、③役員の給与自主返納等
2018年6月～	<u>「予算執行管理強化に関する第三者諮問委員会」の設置</u> <ul style="list-style-type: none">• 第一回会合開催。以後現在まで計7回を開催し、12月までに提言取り纏め予定
2018年7月	<u>「予算執行管理室」の設置</u> <ul style="list-style-type: none">• 後年度負担の把握を含めた適切な執行管理を行い、JICAの経費全体を横断的に管理・統制する部署として新設
2018年8月	<u>予算執行に見通しが立ち、執行抑制策を順次解除へ</u> <ul style="list-style-type: none">• 2017/18年度開始予定案件の準備再開• 2019年度開始予定案件の規模を例年並み水準へ回復予定

Ⅱ. 再発防止策（第三者諮問委員会の提言により追加と変更の可能性あり）

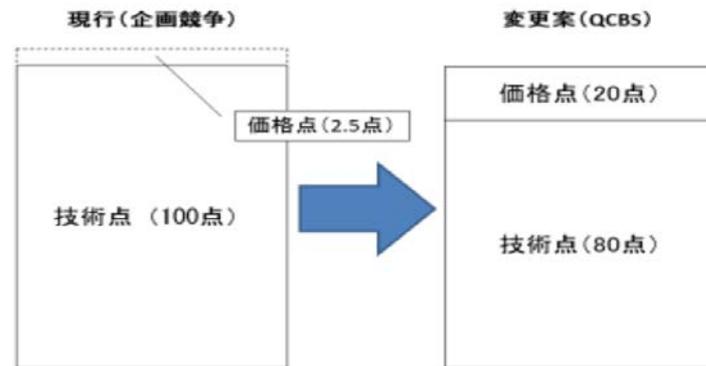
課題	従来への対応	今後の対応（実施済/対応予定）
(1) 後年度支出見込み額の把握・管理	<ul style="list-style-type: none"> 技術協力事業は3年～5年で実施される複数年度事業。 後年度支出見込み額の管理が不十分（データ入力の不徹底、データ分析・組織内共有が不十分）、単年度の予算管理に集中。 	<ol style="list-style-type: none"> ① 事業期間（3～5年）の全期を通じた支出見込み額をプロジェクト単位～組織単位で把握し、予算執行管理を徹底。 【実施済】 ② 案件形成を行うにあたって、事業費の見積もりの精度を向上するとともに、実施中案件の事業計画を踏まえた検討を行う。 【対応予定】
(2) 予算執行管理情報の組織内共有	<ul style="list-style-type: none"> 理事会では当初予算編成時、および決算報告時に議論。 期中の予算執行状況については、各部門の計画課長レベルで情報共有。 	<ul style="list-style-type: none"> 予算編成審議、決算報告に加えて、予算執行状況について、定期的に理事会及び部長会にて確認・対応協議。 【実施済】
(3) 予算執行管理の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> 複数部門（事業費は企画部、管理的経費は管理部）が予算を管理。日常的な予算執行管理業務は担当課長が実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業費と管理的経費を横断的に管理・統制する権限と責任を持った部署として、2018年7月1日に「予算執行管理室」を創設 【実施済】

財務省予算執行調査への対応①(調達制度)

指摘事項	従来への対応	今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> 原則すべての技術協力について、価格が相当程度加味される一般競争入札等に移行すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 提出されたプロポーザルの技術点(100点満点)で契約交渉相手先を選定。 ただし、技術評価点が僅差(2.5%以内)であった場合は、見積価格による価格点を加味(最大2.5点)している。 	<ul style="list-style-type: none"> 技術点と価格点の合計で評価する選定方式(国際機関等が採用しているQCBS方式)を導入する方針。2019年4月から一部導入を行い、2019年12月までに原則すべての案件に適用することを検討。 業務の品質確保の観点からインフラ投資支援連絡会議(内閣官房)の指摘も踏まえた、ダンピング対策を適用予定。

表1 現行制度の価格競争実績

年度	二者以上から応札があった件数	うち価格点を加味した件数	価格点で技術評価を逆転した件数
2015年	185件	82件	26件(14%)
2016年	150件	69件	15件(11%)
2017年	120件	41件	17件(14%)



財務省予算執行調査への対応②(契約単価・支払方法)

指摘事項	従来への対応	今後の対応
<p>➤ 対応①の調達改革と併せて成果報酬(ランプサム)契約に移行すべき。</p>	<p>➤ 経費の支出の多くについて、領収書に基づき精算を行い、報酬を支払っている。</p>	<p>➤ 円借款事業の詳細設計業務は、成果品の規模感が把握しやすく業務量の確定が比較的容易であることから2019年4月から、順次導入する。</p>
<p>➤ 割高なコンサルタントの person 費・間接経費の積算方法はゼロベースから見直すべき。</p>	<p>➤ 2011年度に実施した「コンサルタント等契約経費実態調査」に基づき、積算基準を設定している(国土交通省の「設計業務等標準積算基準」とほぼ同等)。</p>	<p>➤ 人件費, 間接経費の積算方法については, 今年度中に, 再度「コンサルタント等契約経費実態調査」を発注し, 当該調査結果を踏まえて, 来年度より積算基準を順次改定する。</p>

財務省予算執行調査への対応③(質の向上に向けた取組)

指摘事項	従来への対応	今後の対応
<ul style="list-style-type: none"> ➤ コンサルタントの実績評価を次回以降の技術点評価に反映する具体的かつ明確なルールの設定・公表。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 過去案件におけるコンサルタントの実績評価は、次回案件評価時に技術点評価を行う各選定委員の判断により反映。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 具体的なルール化を検討中。併せて、実績評価の質の向上を検討。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ JICA以外で国際的な受注実績がある場合の技術点の加点。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ JICA業務実績も国際機関等の業務実績も評価。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国際機関等からの直接受注実績の評価のあり方について要検討。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 外国法人・外国人材の起用制限の撤廃。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 外国法人は原則、競争参加を認めず、外国籍人材は業務従事者数の最大1/2までに制限。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 外国籍人材の活用制限は原則撤廃。外国法人は、共同企業体の構成員として、競争参加を認める。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 特定の技術の移転に重点が置かれている案件について、その技術に関する実績があることを応募の必要条件とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 技術に関する実績を競争参加資格要件とはしていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 特定の技術移転に重点を置く案件は、必要に応じ、当該分野の実績を資格要件とすることを検討。